特定非営利活動法人ボランティアユニバース定款

第１章　総則

（名　称）

第１条　本会は、特定非営利活動法人ボランティアユニバースと称する。英文では、The Volunteer Universe と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を東京都町田市中町１丁目 12 番地 16 号アイケーブリック 401 に置く。

（目　的）

第３条　本会は、隣人に手を差し伸べる愛の心と、恩義に報いる義の精神を基本理念に、日本および日本と共通の価値観を有するアジアの儒教および仏教国の人々を対象に、貧困や荒廃などの様々な困難な状況の中にある自立支援を望む人たちに対する援助を行ない、また、人として民族としての誇りを取り戻すための各種支援活動を行なうことで、アジアの国々の復興とより豊かな心を有する社会を実現することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　本会は、第３条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行なう。

（１）　国際協力の活動
（２）　災害救援活動
（３）　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
（４）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（５）　社会教育の推進を図る活動
（６）　環境の保全を図る活動
（７）　地域安全活動
（８）　まちづくりの推進を図る活動
（９）　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（特定非営利活動に係る事業の種類）

第５条　本会は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

（１）　保健医療の貧しい地域への支援事業
（２）　紛争等で荒廃した地域に対する支援事業

（３）　日本の発展に寄与した人物、団体、地域との交流及び協力関係の促進事業
（４）　自然災害等で被災した人たちに対する支援事業
（５）　教育機会に恵まれない人たちへの支援事業
（６）　日本国内のホームレスに対する自立支援事業
（７）　アジア諸国における自立支援を望む人たちへの支援事業
（８）　人々の健康の増進を図るための教育事業
（９）　その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（会員の種別）
第６条　本会の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）　正会員　本会の目的に賛同して入会した個人
（２）　賛助会員　本会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
（３）　学生ボランティア　本会の目的に賛同しボランティアをするために入会した国公立および私立の学校に通う２３歳以下の学生

（入　会）
第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。
２　本会の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、会員になろうとする者から第２項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申込者にこれを通知するものとする。
４．理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）
第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退　会）
第９条　会員で本会を退会しようとする者は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。
２　会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなす

ことができる。
（１）　死亡しまたは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
（２）　会員が会費を６ヶ月以上滞納したとき

（除　名）
第１０条　会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。
（１）　法令、本会の定款または規則に違反したとき
（２）　本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
２　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第１１条　本会は、会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員および顧問

（種類および定数）
第１２条　本会に、次の役員を置く。
（１）　理事　３人以上１０人以内
（２）　監事　１人以上３人以内
２　理事のうち、１人を理事長とし、２人以内を副理事長とすることができる。

（選任等）
第１３条　理事は理事会で選任し、監事は総会で選任する。
２　理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

（職　務）
第１４条　理事は、理事会を構成し、定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本

会の業務を執行する。
２　理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行なう。
（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）　本会の財産の状況を監査すること。
（３）　前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）　理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任　期）
第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠または増員により就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任または任期満了の後においても、第１２条第１項に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第１７条　理事が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事総数の過半数の議決を経て、当該理事を解任することができる。また、監事が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員数の過半数の議決を経て、当該監事を解任することができる。
（１）　心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
（２）　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第１８条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧　問）
第１９条　本会には名誉会長および顧問を置くことができる。
2　名誉会長は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3　顧問は、有識者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
4　名誉会長および顧問は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べることができる。
5　名誉会長および顧問の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

第４章　総会

（種　別）
第２０条　本会の総会は、通常総会および臨時総会の２種類とする。

（構　成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）
第２２条　総会は、以下の事項を議決する。
（１）　事業報告および収支決算
（２）　監事の選任および解任、役員の職務および報酬
（３）　定款の変更
（４）　合併
（５）　解散
（６）　その他、運営に関する重要事項
（７）　残余財産の帰属先

（開　催）
第２３条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）　理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
（３）　第１４条第４項第４号の規定により、監事から招集があった場合

（招　集）
第２４条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。
２　総会を招集する場合は、会議の日時および場所ならびに会議の目的および審議事項を示した書面、ファックス、又は電子メールにより、開会日の１週間前までに招集通知を発信して行なわなければならない。
３　前条第２項及び第３項の規定による請求があったときは、理事長はその日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

（議　長）
第２５条　総会の議長は、出席した理事または正会員の中から選出する。

（定足数）
第２６条　総会は、正会員の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（議　決）
第２７条　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　総会において、第２４条第２項の規定によりあらかじめ通知された事項について議決する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、議題とすることが出来る。
３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決等）
第２８条　総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の規定により表決権を行使する正会員は、第２６条および前条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。
３　第１項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

（議事録）
第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時および場所

（２）　正会員の現在数
（３）　出席した正会員の数
（４）　審議事項
（５）　議事の経過の概要と議決の結果
（６）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　理事会

（構　成）
第３０条　理事会は、理事をもって構成する。
２　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権　能）
第３１条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開　催）
第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面、ファックス、又は電子メールのいずれかにより召集の請求があったとき。

（招　集）
第３３条　理事会は理事長が招集する。
２　前条第２号の規定による請求があったときは、理事長は１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集する場合は、会議の日時および場所ならびに会議の目的および審議事項を示した書面、ファックス、又は電子メールにより、開会日の少なくとも５日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。

（議　長）

第３４条　理事会の議長は、出席した理事の中から理事長が指名する。

（議　決）

第３５条　理事会の議決事項は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

２　理事会においては、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合は、議題とすることが出来る。

（表決権）

第３６条　各理事の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条第１項および次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時および場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要と議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印または署名しなければならない。

第６章　資産および会計

（資産の構成）

第３８条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金および会費
（３）　寄付金品
（４）　事業に伴う収入
（５）　資産から生じる収入
（６）　その他の収入

（資産の区分）
第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第４０条　本会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（経費の支弁）
第４１条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）
第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第４４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４６条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第４７条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４８条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４９条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第５０条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ特定非営利活動促進法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

２　前項の軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

（解　散）

第５２条　本会は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による認証の取り消し

２　前項第１号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の議決を得なければならない。

３　第１項第２号の規定の基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

４　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（合　併）

第５３条　本会は、総会で正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

（残余財産の帰属先）

第５４条　本会が解散（合併または破産による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会で決した特定非営利活動法人または公益法人に寄付するものとする。

（公告の方法）

第５５条　本会の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行なう。

第８章　雑則

（事務局）

第５６条　本会は、事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

３　事務局長および職員の任免は、理事会の議決を経て理事長が行なう。

４　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（委員会）

第５７条　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

２　委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

３　委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（細　則）

第５８条　この定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定

める。

附則

1　この定款は、本会が法人として成立した日から施行する。

2　本会の設立当初の入会金および会費の額は、以下と定める。

（1）　正会員：入会金１万円、年会費３万円

（2）　賛助会員：入会金千円、年会費１口５千円（１口以上）

（3）　学生ボランティア：入会金無料、年会費千円

3　本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成１８年３月３１日までとする。

理事長	渡辺佳子
副理事長	清水克之
理事	松本学
同	荻恵
同	粟野肇
同	大野志保美
同	地福基良
監事	池田誠

4　本会の設立当初の事業年度は、第４４条の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成１７年３月３１日までとする。

5　第４５条の規定にかかわらず、本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、設立総会の定めるところによる。

附則

1　平成１８年６月４日一部変更
2　平成１８年９月１３日一部変更
3　平成１９年９月２３日一部変更
4　平成２５年１月１３日一部変更